

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月19日 07時15分ごろ
発生場所	熊本県天草市横島南方沖 大多尾港3号防波堤灯台から真方位080° 1,710m付近 （概位 北緯32° 21.6′ 東経130° 13.9′）
事故の概要	漁船第八大進丸は、北北東進中、また、ミニポート（船名なし）は、東北東進中、両船が衝突した。 ミニポート（船名なし）は、同乗者1人が負傷し、右舷船首部外板の亀裂を伴う破口等を生じ、また、第八大進丸は、左舷船首部船底に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年2月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八大進丸、6.6トン KM2-4285（漁船登録番号）、個人所有 13.54m（Lr）×2.90m×1.04m、FRP ディーゼル機関、421.40kW、平成17年5月 第290-58406号（船舶検査済票の番号） B ミニポート（船名なし）、総トン数なし（船体重量約110kg） なし、釣りのみっちゃん（B社） 3.45m×1.60m×0.55m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、平成27年4月（製造）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年11月5日 免許証交付日 平成29年4月4日 （平成34年11月4日まで有効） B 操縦者B 男性 30歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 左舷船首部船底に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂を伴う破口、左舷船首部及び右舷船尾部ブルワークトップに擦過傷、右舷ゴム製防舷材の脱落
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時58分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、養殖施設の点検を行う目的で、横島南方沖の‘養殖施設が複数設置された区画’（以下「本件養殖区画」という。）に向けて、平成30年2月19日06時25分ごろ天草市船津漁港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、本件養殖区画南西部で養殖施設の点検を数回行ったのち、横島北東方沖の別の養殖区画へ移動することとし、0.5海里レンジでヘッドアップ表示としたレーダーのほか、GPSプロッターを作動させ、07時11分ごろ同区画に向けて発進した。</p> <p>船長Aは、発進する際、目視で周囲を確認し、左舷方に天草市大多尾漁港から出港して来る漁船1隻を、右舷方に本件養殖区画北東部の養殖施設で作業を行っている漁船1隻を認めた。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室の中央に立って目視及びレーダーによる見張りを行い、本件養殖区画の西端を養殖施設に沿って、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により北北東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、右舷方の海面に注意を向けて養殖施設の浮子やロープが外れて浮いていないか確認しながら操船していたところ、07時15分ごろ、左舷船首方至近に人影らしきものを認めたので、スロットルレバーを引き戻したのち、主機を中立運転にするとともに船尾を振るつもりで左舵を取ったものの、その左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが、後方を確認したところ、B船及び同船上に乗船者2人を認め、B船と衝突したことに気付き、B船まで戻って接舷した。</p> <p>A船は、船長Aが、B船の乗船者2人をA船に移乗させたのち、B船が浸水していたので、自船のポンプでB船の排水を行いながら、B船を横抱きした状態で大多尾漁港にえい航した。</p> <p>船長Aは、携帯電話で、地元の漁業協同組合に本事故の発生を連絡するとともに海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>B船は、操縦者Bが、B社から借り受け、操縦者Bの友人（以下「同乗者B」という。）と共に乗り、本件養殖区画付近で釣りをを行う目的で、07時00分ごろ大多尾漁港を出港した。</p> <p>操縦者Bは、大多尾漁港の防波堤を出た付近で、目視で周囲を確認</p>

し、右舷方に本件養殖区画で作業を行っている漁船数隻を認めたので、これらの漁船との距離を空けることとして、本件養殖区画北西部の養殖施設の浮子に向けて針路を定めた。

B船は、操縦者Bが船尾部付近の物入れに腰を掛け、船外機を操作しながら目視で見張りを行い、同乗者Bが中央部付近に置かれたクーラーボックスに腰を掛けて、約3knの速力で東北東進した。(図1参照)

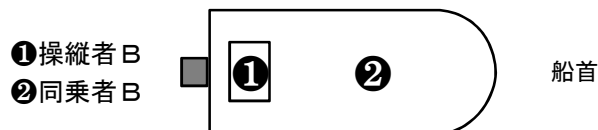


図1 乗船位置 (B船)

B船は、操縦者Bが、左舷船首方に注意を向けて右舷方の本件養殖区画の漁船から離れて釣りのできる場所を探しながら操船し、そろそろ停船して釣りを始めようと、ふと右舷方を見たところ、至近に迫ったA船を認め、「危ない」と声を上げる以外に何もできず、A船と衝突した。

B船は、右舷船首部外板に生じた亀裂から浸水し、乗船者2人がA船に移乗したのち、横抱きされた状態でA船にえい航された。

同乗者Bは、大多尾漁港に到着後、天草市内の病院で右肩打撲と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船の損傷状況 参照)

その他の事項

本件養殖区画は、第1種区画漁業(くろまぐろ小割式養殖業)が行われている長方形の漁場で、地元の漁業協同組合が管理しており、漁場の四隅には灯浮標が設置されていた。

A船が行う養殖施設の点検は、船体を養殖施設に係留したのち、船長Aが潜水して行うものであった。

船長Aは、レーダー画面を確認していたが、B船の映像を認めなかった。

船長Aは、養殖施設の浮子等が外れて浮いていた場合、養殖施設を設置している会社に報告する必要がある、養殖区画内を航行するときには、ふだんから海面に注意を向けていた。

操縦者Bは、B社からミニボートを借りて釣りに出た経験が数回あり、知人等から本件養殖区画付近での釣果がよい旨を聞いていたので、本事故時に初めて同区画付近で釣りをすることとした。

操縦者Bは、海上での交通ルールや、旗を立てて他船から見やすくするなどのミニボートを利用する際の安全対策を知らなかった。

同乗者Bは、操縦者Bと同様に左舷船首方に注意を向けていたところ、操縦者Bが「危ない」と声を発したので、右舷方を見て、A船の左舷船首部外板を認め、その後の衝撃でクーラーボックスの船尾方に

	<p>倒れた。</p> <p>同乗者Bは、本事故当時着用していた衣服の右肘と右膝の部位に、擦過痕とともに赤色のペイントの付着が認められたので、A船の船体が身体に当たったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、横島南方沖を北北東進中、船長Aが、養殖施設の浮子等が外れて浮いていないか右舷方の海面に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、横島南方沖を東北東進中、操縦者Bが、右舷方の本件養殖区画の漁船から離れた釣り場を探そうと左舷船首方に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、横島南方沖において、A船が北北東進中、B船が東北東進中、船長A及び操縦者Bが、共に特定の方向に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>B社は、本事故後、再発防止策として、次の措置を講じることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有するミニボートにパイプを設置し、オレンジ色の旗を取り付けた竿を立てられるようにした。 ・ 貸しボート店の掲示板に、国土交通省海事局が作成したミニボートの安全利用等に関する資料を掲示した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の方向にばかり注意を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ ミニボートに乗船する場合は、前もって、海上での交通ルールやマナー、及びミニボートを利用する際の安全対策を確認しておくこと。 ・ ミニボートは、他船からの認識が容易となるよう、目立つ色の旗などを3m以上の高さのポールや釣り竿を利用して掲げることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

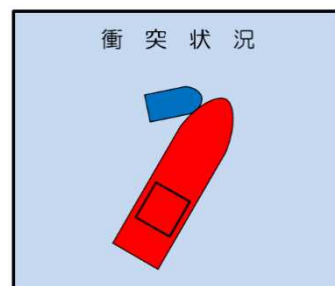
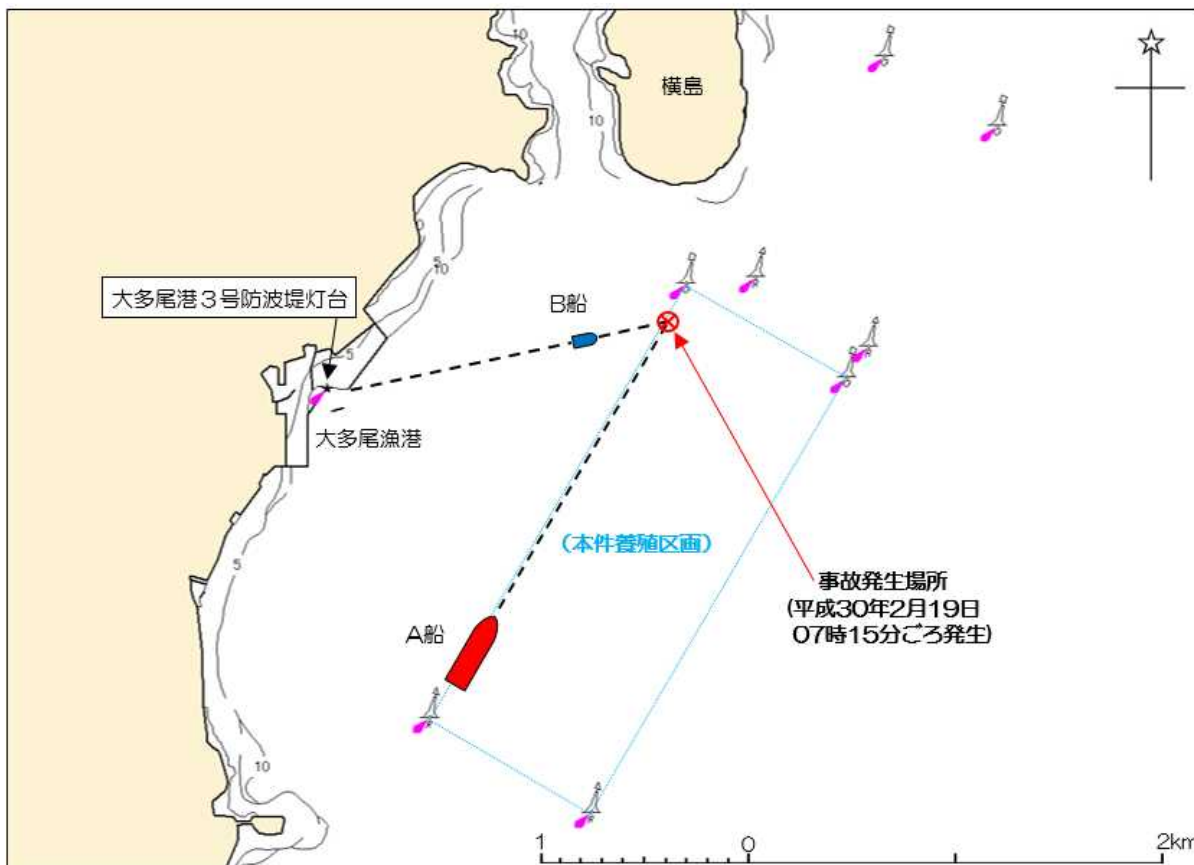


写真1 A船



写真2 B船の損傷状況

